

機密性 2 完全性 1 可用性 1

達 示 第 4 4 号

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

福岡拘置所長

「福岡拘置所における金品の取扱いに関する実施細則」の制定について

福岡拘置所における被収容者の金品の取扱いについて、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成 1 7 年法律第 5 0 号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 1 8 年法務省令第 5 7 号）及び平成 1 9 年 5 月 3 0 日付け法務省矯成第 3 3 4 2 号矯正局長通達「被収容者の物品の保管等について」によるほか、次のとおり定め、即日施行する。

なお、令和 2 年 3 月 1 2 日達示第 1 5 号「「福岡拘置所における金品の取扱いに関する実施細則」の制定について」は、本日付けで廃止する。

## 被収容者の金品の取扱いに関する実施細則

### (目的)

第1条 この細則は、福岡拘置所（小倉拘置支所を含む。以下「当所」という。）における被収容者の金品の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

### (根拠)

第2条 被収容者の金品の取扱いについては、法令に定めがあるもののほか、この達示に定めるところによる。

### (定義)

第3条 この細則において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 領置金

被収容者が収容時に所持する現金及び当該被収容者以外の者が持参し又は送付した現金で、当所で保管する現金

#### (2) 領置物品

被収容者が収容時に所持する物品及び当該被収容者以外の者が持参し又は送付した物品のうち、当所が保管、管理する物品

#### (3) 携入金品

被収容者が収容される際に所持する金品

#### (4) 取得金品

被収容者が収容中に取得した、差入れ以外の金品（信書を除く。）

#### (5) 差入金品

被収容者に交付するため、当該被収容者以外の者が持参し、又は送付した金品（信書を除く。）

#### (6) 仮留金品

被収容者に係る金品で、その事情調査等のため一時保管する金品

#### (7) 管理困難物品

携入、取得、又は差入物品で保管に不便なもの、腐敗し、又は滅失するおそれのあるもの、危険を生じるおそれがある物品

#### (8) 保管私物

被収容者の所持物品のうち、被収容者に引き渡し、被収容者自身が保管、管理する物品

(9) 保管総量

被収容者の保管私物の総量

(10) 領置総量

被収容者について領置している物品の総量

(11) 保管限度量

被収容者としての地位の別ごとに被収容者 1 人当たりについて保管することができる物品の量として定める量

(12) 領置限度量

被収容者としての地位の別ごとに被収容者 1 人当たりについて領置することができる物品の量として定める量

(現金の検査)

第 4 条 次の各号に掲げる現金の検査は、所長が特に指示する場合を除き、複数の職員により行うものとする。

(1) 被収容者が収容される際に所持する現金

(2) 被収容者が収容中に取得した現金であって次号以外の現金

(3) 被収容者に交付するために当該被収容者以外の者が当所に持参し、又は送付した現金

(物品の検査)

第 5 条 次の各号に掲げる物品の検査は、形状等に応じて、目視、触手、エックス線検査、金属探知機、解体、その他の方法により行うものとする。

(1) 被収容者が収容される際に所持する物品

(2) 被収容者が収容中に取得した物品（信書を除く。次号において同じ。）であって次号に掲げる物品以外のもの（支給された物品を除く。）

(3) 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が当所に持参し、又は送付した物品

2 解体による検査を実施する必要がある場合は、被収容者から検査同意書（別紙 1）を徴するものとする。

3 被収容者が解体による物品の検査に同意しない場合、その使用を許さず、領置する。

(所持物品等の処分)

第 6 条 被収容者が管理困難物品を所持等している場合、親族、その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

2 被収容者が相当の期間内にその物品を処分しないときは、売却してその代金を領置するものとし、売却できないときは廃棄する。

(差入金品の引取り等)

第7条 差入金品について、次のいずれかに該当することが明らかである場合、当該差入金品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に対し、その引取りを求めるものとする。

- (1) 被収容者に交付することにより、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- (2) 交付の相手方が受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者で、その受刑者に交付することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれがあるとき。
- (3) 交付の相手方が未決拘禁者であり、刑事訴訟法の規定によりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。
- (4) 差入人の氏名が明らかでないとき。
- (5) 自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品以外の物品であるとき。
- (6) 管理困難物品であるとき。

2 差入人が引取りに応じず、又は差入人の所在が明らかでないため前項の引取りを求めることができない場合、当該差入金品は、仮留金品として取り扱うこととし、別に定める仮留金品書留簿に必要事項を記載の上、処理するものとする。

(公告の手續)

第8条 差入金品が第7条第1項1号から4号のいずれかに該当し、差入人の所在が明らかでないため、引取りを求めることができない場合、法第46条第2項の規定による公告を行うものとする。

2 公告は、当所表門前掲示板に14日間掲示して行うものとする。

(国庫帰属の手續)

第9条 前条に基づき公告した日から起算して6月を経過する日までに差入人がその差入金品の引取りをしない場合、国庫に帰属させるものとする。

2 管理困難品については、前項の期間内でも、これを売却してその代金を領置することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することを認めるものとする。

(差入物品の処分)

第10条 第7条第1項5号又は6号に該当する差入物品について、差入人の所在が明らかでないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、当該被収容者に対し、親族その他相当と認める者への宅下げ、その他相当の処分を求めるものとする。

2 前項の処分を求めても、当該被収容者が相当の期間内にその処分をしないときは、領置限度量の超過量に相当する物品を売却してその代金を領置し、売却できないときは、廃棄することをあわせて告知するものとする。

3 第1項による処分を求めた日からおおむね1月（交付の受領を依頼中であることが明らかであるとき、その他やむを得ない事由があるときは、所長が相当と認める期間）が経過したときは、これを売却して代金を領置する。ただし、売却することができないものは、廃棄する。

（物品の引渡し及び領置）

第11条 被収容者の携入物品、又は被収容者への差入物品で、所内で使用、又は摂取できる物品は、保管私物として被収容者に引き渡す。

2 被収容者の携入物品で、所内で使用、又は摂取できない物品は、領置する。

3 法令に基づき、施設内に受け入れられる現金は、領置する。

（保管私物の取扱い）

第12条 被収容者の保管私物の保管等については、次のとおりとする。

（1）全被収容者に保管私物保管用キャリーケース1個（以下「私物箱」という。）、加えて受刑者以外の被収容者にはハンガー2本を貸与し、自己の責任において保管私物を保管、管理させる。

（2）私物箱には、原則として所有者を特定できるよう黒インク等で称呼番号等を記載させ、私物箱用番号錠も貸与し、その施錠も被収容者自身に行わせる。

（3）受刑者以外の被収容者が使用するハンガーは、自弁購入を認めるが、その場合、貸与したハンガーは引き上げる。

（保管限度量）

第13条 被収容者一人当たりの保管限度量は次のとおりとする。

（1）受刑者は、私物箱（約65リットル）及び私物棚（約27リットル）の容量の合計約92リットルとする。

（2）受刑者以外の被収容者は、私物箱（約65リットル）及び私物棚（約27リットル）並びにハンガー2本（約14リットル）の容量の合計約106リットルとする。

なお、整然とハンガーに掛けた衣類は、実容量にかかわらず、保管限度量内とする。

(3) 被収容者の身分又は物品制限の有無にかかわらず、第二種単独室には保管用として籠（約20リットル）2個を備え付けるものとする。

2 私物棚に保管する場合は、保管私物の上積みを私物棚の上端からおおむね10センチメートル以内とする。

3 保管総量が保管限度量を超えているか否かを判断する場合は、次に掲げる物品を保管総量に含めないものとする。

(1) 当該被収容者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し

(2) 眼鏡その他の補正器具

(3) 寝具

(領置限度量)

第14条 領置限度量は、領置倉庫に整備した領置物保管容器（約90リットル）1個とする。

2 領置総量が領置限度量を超えているか否かを判断する場合は、次に掲げる物品を領置総量に含めないものとする。

(1) 当該被収容者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し

(2) 眼鏡その他の補正器具

(3) 寝具、トランク及び大型バック

(保管私物の領置と引渡し)

第15条 法第48条第4項の規定に基づく保管私物の領置は、次に掲げるものを領置限度量の範囲内で認めることができるものとする。ただし、ちり紙、歯ブラシ等の消耗品又はこれに類する日用品については、特段の事情が認められる場合を除き、領置を許さないものとする。

(1) 時季により着用しない衣類等

(2) 直ちに使用する必要のない書籍

(3) 宅下げすることができず、かつ、釈放後の社会生活上必要があるもの

(4) 法律上の権限を有する機関による権利救済を求めるために必要であるもの

2 領置を認めた保管私物については、領置品基帳に **許** と表示して記録する。

3 前第1項の規定により領置している物品について、被収容者がその引渡しを求

めた場合は、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りではない。

(保管総量の調査及び超過の認定)

第16条 首席矯正処遇官（処遇担当）は、おおむね3か月に1回、個々の被収容者の保管総量を調査し、その結果、明らかに保管限度量を超えていると認められる場合、「保管・領置限度量超過者書留簿」（別紙2、以下「書留簿」という。）により報告する。

(領置総量の調査及び超過の認定)

第17条 会計課長は、おおむね3か月に1回、個々の被収容者の領置総量を調査し、その結果、明らかに領置限度量を超えていると認められる場合、書留簿により報告するものとする。

(超過者への告知・指導)

第18条 限度量超過の場合において、当該被収容者に対し、超過量に相当する量の物品について、処分を求める必要があると認めるときは、首席矯正処遇官（処遇担当）は、当該被収容者に超過量に相当する量の物品について、おおむね1月以内に親族その他相当と認めるものへの交付又は廃棄等の処分を求める旨を告知し、併せて超過量に相当する容量の物品を処分しない場合は、超過量に相当する量の物品を売却してその代金を領置し、売却できないものは廃棄することがある旨を告知し、視察表に記録するものとする。

2 当該被収容者を所管する統括矯正処遇官（処遇担当）は、主任矯正処遇官（処遇担当）及び居室担当職員に命じて、当該被収容者に対して保管・領置限度量内に減ずるよう繰り返し指導するものとする。

(超過者への措置)

第19条 前項の告知後、おおむね1月以上経過した場合であっても、当該被収容者が相手方を選定中であつたり、物品の受領を依頼中であることが明らかで、改善の兆しが認められる場合には、期間を延長することを認めるものとする。

2 当該被収容者が相当の期間内に物品の処分をしないため、当所において超過量に相当する量の処分する物品を選定する場合は、処分する物品について当該被収容者の希望を聴取し、希望の申出がない場合は、当所において適宜選定することを告知し、視察表に記録するものとする。

3 前項の告知をしたにもかかわらず、当該被収容者が希望の申出をしない場合は、超過量に相当する量の物品を選定した上、仮留品書留簿(別紙3)に記入し、同書

留簿の摘要欄に「保管限度量超過」又は「領置限度量超過」と記入するものとする。

- 4 前項により仮留品書留簿に記入した物品を売却するに当たっては、古物商等の事業者（以下「古物商等」という。）を選定すること。当該物品について、古物商等への売却が可能な場合は、売却手続きを執った上、同書留簿のてん末欄に当該古物商等の名称、売却年月日及び売却代金を記入し、当該売却代金を領置するものとする。
- 5 当該物品について、売却できない場合には、廃棄手続きを執った上、同書留簿のてん末欄に当該古物商等の名称、廃棄年月日、及び売却不能につき、廃棄した旨を記入するものとする。
- 6 物品を売却し、又は廃棄した場合には、当該被収容者に対してその旨を告知し、売却した場合には、併せて売却額及び売却代金を領置したことを告知し、視察表に記録するものとする。

第20条 保管私物及び領置物の取扱いに関する告知は、所内生活の心得に掲載し、被収容者に周知させるとともに、入所時調査を実施した領置係職員が「物品の取扱いについての告知書（別紙4）」に基づいて行うものとする。

（領置金の使用の申請手続き）

（領置金使用の制限）

第21条 被収容者の申し出た自弃物品等の購入を許可することにより、保管総量が保管限度額を超え、又は領置総量が領置限度額を超えることとなる場合、その旨を告知し、法第49条第1項1号に基づき自弃物品等の購入を差し止めるものとする。

- 2 受刑者以外の被収容者が刑事訴訟法の定めにより交付できない自弃物品等の購入を申出た場合、その購入を差し止めるものとする。

（保管私物又は領置金品の交付）

第22条 被収容者が保管私物又は領置金品の他の者（当所に収容中の者を除く。）への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申し出た場合、次のいずれかに該当する場合を除き、これを認めるものとする。

- （1）宅下げにより、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- （2）当該被収容者が受刑者である場合、宅下げによりその矯正処遇の実施に支障を生ずるおそれがあるとき。
- （3）被収容者が未決拘禁者である場合、刑事訴訟法の定めにより宅下げが許され

ない物品であるとき。

(交付の方法)

第 23 条 交付の方法は、原則として、差入窓口で行う場合と郵送により行う場合とする。

2 被収容者が窓口交付を申し出た場合は、交付期間は、出願から 2 週間とし、2 週間を経過した時点で、申請のあった保管私物等は、被収容者へ返戻するものとする。

(領置物の引渡し)

第 24 条 被収容者の釈放の際に引き渡す領置金品は、当該被収容者の面前で関係書類と対査照合して引き渡すものとする。

(遺留物の取扱い)

第 25 条 釈放された被収容者が当所に遺留した金品(以下「遺留物」という。)は、釈放の日から起算して 6 か月を経過するまでに、当該被収容者から交付の申出がなく、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属させる。

2 逃走者の遺留物については、逃走した日から 6 か月を経過するまでに、その者から引渡しの申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属させる。

3 死亡者の遺留物については、遺族等の申請に基づき、遺族等に引渡すものとする。

なお、遺族等に通知し、又は公告した日から起算して 6 か月を経過するまでに、遺族等から申請がないときは国庫に帰属させる。

4 各項の遺留物について、6 か月を経過する前でも、腐敗し、又は滅失するおそれを生じた遺留物は、廃棄するものとする。

検 査 同 意 書

検査のため、私の所有する物品（ ）を分解して詳細に調査することに同意します。

また、検査により物品が復元不能となり損壊した場合でも損害賠償など責任は一切問いません。

令和 年 月 日

称呼番号 第 番

氏 名 指印

備 考



別紙 3

仮留品書留簿

所 長	総務部長	処遇部長	首席・課長	統 括	係 長	係

調査年月日	令和 年 月 日	居 室	称呼番号	氏 名
超過告知日	令和 年 月 日	棟 階 室		

保管・領置限度超過物品てん末

番号	摘 要	処分内容	売却・廃棄年月日	売却先名称・売却額・廃棄理由
1	品名  (領置限度)・(保管限度)	宅下 領置  廃棄 売却	令和 年 月 日	名称 _____ (売却額)・(廃棄理由) 円
2	品名  (領置限度)・(保管限度)	宅下 領置  廃棄 売却	令和 年 月 日	名称 _____ (売却額)・(廃棄理由) 円
3	品名  (領置限度)・(保管限度)	宅下 領置  廃棄 売却	令和 年 月 日	名称 _____ (売却額)・(廃棄理由) 円
4	品名  (領置限度)・(保管限度)	宅下 領置  廃棄 売却	令和 年 月 日	名称 _____ (売却額)・(廃棄理由) 円
5	品名  (領置限度)・(保管限度)	宅下 領置  廃棄 売却	令和 年 月 日	名称 _____ (売却額)・(廃棄理由) 円
6	品名  (領置限度)・(保管限度)	宅下 領置  廃棄 売却	令和 年 月 日	名称 _____ (売却額)・(廃棄理由) 円
7	品名  (領置限度)・(保管限度)	宅下 領置  廃棄 売却	令和 年 月 日	名称 _____ (売却額)・(廃棄理由) 円

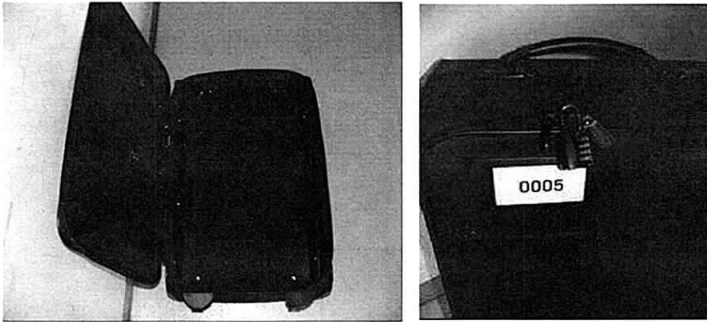
## 物品の取扱いについての告知書

### 1 保管私物の注意事項

- 検査後引渡す，自己管理する物品（領置不可）
- 保管限度量＝約106ℓ以内（A+B+C，受刑者Cなし）

※受刑者＝約92ℓ以内

A 貸与する保管私物箱（番号錠付） 容量約65ℓ



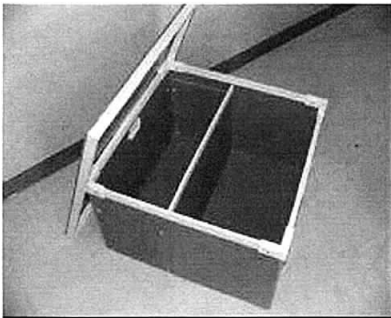
B 私物棚（居室備付） 容量約27ℓ

C ハンガー2本（貸与，又は購入品，約14ℓ（受刑者なし））

- 保管限度量超過物品は，宅下げ等すること。購入制限する場合がある。
- 保管私物箱は，丁寧に扱い，清掃のこと。

### 2 領置物の注意事項

- 当所が預かり，出所時に引渡す物品
- 領置限度量＝領置物保管容器1個（約90ℓ）以内



- 領置限度量超過物品は，宅下げ等すること。